

第11回 新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会 議事概要

日 時：令和7年12月16日（火）10:00～12:00

場 所：虎ノ門37森ビル12階会議室（Web会議併用）

出席者：湯浅座長、生野参与、大塚参与、岡本参与、黒田参与、溜箭参与、
林参与、藤谷参与、松前参与、弥永参与、吉谷参与

事務局：高角局長、大野次長、魚井課長、中山法令基準室長、豊福企画官代理

【議事】

1. 公益信託認可ガイドライン案について
2. 新公益信託制度の施行に向けた対応等について
3. 信託契約イメージ（特定資産）について

【概要】

○ 事務局から、資料1に基づき説明を行った。参与からの主な意見は以下の通り。

「1. 公益信託認可ガイドライン案について」及び「2. 新公益信託制度の施行に向けた対応等について」

- 資料3中144ページ、個人である委託者及び信託管理人の住所を黒塗りすることができるという部分について、事務所の住所まで黒塗りをすることを認めていいのか。
- 資料3中224ページ、一般的な公益信託の信託帳簿は合計残高試算表でよいとする一方で、同226ページの特定資産公益信託は収入支出の科目や金額を記載することにしているが、本来後者が簡略で差し支えないはずなので、整合性に問題はないか。
- 参考資料1中3ページについて、審査期間が長いと委託者・受託者間での紛争の懸念があるという指摘に対し、どのように審査期間を短縮するか回答すべき。
- 参考資料1中17ページについて、一定の条件に合致した場合、特定資産公益信託同様の運用をして会計処理を簡便化すべきという指摘に対し回答すべき。
- 参考資料1中33ページについて、営利企業も社会貢献活動を行うなど社会通念が変化しており、非営利法人が実施する事業はすでに営利企業が行っているものがほとんどであるため、「地域・社会の具体的な状況に即し判断する」という回答は妥当ではない。公益法人ガイドラインにおいては、更なる見直しの必要性について検討することが注記に記載されたので、これを踏まえて対応すべき。

- 上の検討に関連し、参考資料1中39ページについて「相応の収益」と追記されたことは望ましいが、さらに具体的に記載すべき。
- 参考資料1中40ページについて、公益事務の合目的性を確保するために関与させる専門家とはどのような者か注記がされたのは望ましいが、それでも専門家を士業の方だけに限定するような誤解を招きやすい記載であると感じる。
- 参考資料1中44ページについて、委員の過大な負担を軽減するためにも「監査意見または会計監査人意見」によって計算書類を判断すべき。
- 参考資料1中47ページにおいて、信託管理人の役割は、基本的に外部監査人的役割にすべきで日常的な運営に関与させるべきでない、という意見は傾聴に値する。ガバナンス、受託者の実務処理能力、信託管理人の役割を整理する必要があり、継続的な検討課題とすべき。
- 参考資料1中48ページについて、受託法人の本来業務と信託目的が同一の場合に、法人の外部に直接的受益者が存在しており、信託法第2条の「専らその者の利益を図る目的を除く。」の除外規定に該当しない点を明確にすべき。
- 参考資料1中54ページについて、特定資産公益信託の信託財産は元本割れリスクが低い安定資産に限られているが、信託財産の規模が小さく、その管理に専門的知見等を必要とせず、信託行為において積極運用等を行わないとされているような場合に、財産の管理・運用のための特段の体制整備を求める必要はないとして、安定資産のみの運用の場合は受託者の善管注意義務を求めない運用としていると捉えられる可能性がないかという点において、特定資産公益信託の場合は免責をしているという議論も考えられる。
- 参考資料1中57ページについて、意思決定手続きを信託行為に定めるかどうかは、は法人自治の範疇であるという意見に同意。
- 参考資料1中59ページについて「当該地域内に所在する金融機関等にて対応が可能でない場合は」と記載すると、全ての金融機関に対応可能か問い合わせることを求めることになり、サービス一覧などがない限り現実的でなく、規制強化である。
- 参考資料1中75ページについて、法令の表現と申請書で求められる文章は異なるため、分かりやすい表現としてほしい。
- 参考資料1中78ページについて、受託者を限定せず地域住民全体で支える公益信託などに対し、受託者が増えた場合に変更認可を不要とすれば、公益信託の可能性が広がると思う。
- 参考資料1中80ページについて、公益信託の規模や事務内容の点での考慮に注意を喚起することについて回答すべき。また「「脆弱」という誤解を招くことがないよう」小規模・個人などの考え方を充実すべきという意見は傾聴すべき。

- 参考資料 1 中 83 ページについて、既存の任意団体の申請を想定しているが、（例えば公益法人や信託銀行が共に任意団体を構成して申請した場合等）新たな任意団体を作成する場合も想定すべき。
- 参考資料 1 中 87 ページについて、公益信託ガイドライン 134 ページ記載の、受託者や信託管理人の親族等が当該機関の委員の人数に占める割合を 3 分の 1 以下とする規制の法的根拠を明らかにすべき。親族が受託者になることも禁止されていないのに、合議制機関の 3 分の 1 規制には譲渡所得税の規制以外の根拠がないのではないか。
- 参考資料 1 中 88 ページについて、安定資産の概念の区別を明記すべきではないか。
- 参考資料 1 中 125 ページについて、公益信託法第 33 条第 2 項は但し書きも定めず相続による委託者の地位の継承を禁止するので、信託行為によって定められている場合には信託法第 146 条第 1 項により継承可能と解釈することは不適ではないか。
- 一般的なことに関しては意見書 2 に記載している。
- 手続きコストが高すぎて、小規模な公益（的）信託の道を閉ざしている。また、信託の法人に比しての軽装備性を無効化するような規制になっている。特に今回、公益信託法附則第 30 条による信託法の附則の改正により、公益目的ではあるが公益信託に該当しない受益者の定めのない信託（目的信託）の受託者は、純資産の額が 5000 万円を超える公認会計士又は監査法人の監査を受けた法人でなければならないという規制になっており、小規模な公益目的の信託の道を閉ざしている。これらは、公益信託法で引き受けなければならないのではないか。公益法人制度との平仄を重視した結果、規制が厳しくなっている所は更に整理が必要である。また、オンラインや A I を用いて手続を簡素化すべきである。

○委託者の地位の相続について

- 公益信託法第 33 条第 2 項は、法制審議会では強行規定であるという理解が有力であったので、委託者の地位の継承は禁止するような運用をしていくことが望ましいと思う。半面、受託者の地位の移転は可能なので、信託行為に受託者の地位が相続されると書いた場合は無効であるが、具体的な相続人を指定して自分が死亡した場合に受託者の地位を移転すると書いた場合は有効と解する余地があると考える。
- 公益信託は受託者や信託管理人が応諾した上で後継の受託者や信託管理人の認可手続きを経なければ信託行為に記載しても有効とならない。一方で委託者は信託行為に記載されているだけで認可の対象でないため、後継の委託者が応諾すれば、認可を経ることなく委託者となるのではないか。

ガイドラインの見直しや法令の解釈・運用では対応できないパブコメ意見は、立法事実を積み上げて検討すると回答すべきではないか。色々な書類を出させるのはよくないという一般論は賛成するが、事後チェックするための情報が行政庁側に必要であり、今後の見直しが重要になってくるのだと思う。（藤谷参与）

- 法は施行から5年後の見直し、ガイドラインは毎年度の見直しがあるため、次の改正に向けた手がかりとして宿題をきちんと残すことは重要。また、5年以前でも早めに対応すべきことは対応するとしている姿勢は素晴らしいと思う。

○その他

- 公益認定法及び公益信託法の附帯決議では「公益法人における財務情報の開示、自律的なガバナンスの充実等に係る措置の実施に伴う事務手続や人材確保等について、小規模の公益法人等に対し必要な支援に努めること。」を求めているところ、「等」には公益信託も入るというある解釈もあると思う。公益信託はガバナンスが脆弱である場合に、公益法人並みの規制にするということではなく、社会的に監視されるような仕組みなど監視体制の在り方を検討すべき。
- 公益法人のガイドラインとの整合性を取りつつ、公益信託の特色を踏まえて作成しなければならないという中で厳しい点もあるが、自分がイメージしている公益信託が弾かれているわけではないと認識している。都道府県の審査担当がガイドライン通りでないと不可であると判断してしまうことがないように発信・周知に努めていく必要がある。
- 公益目的で活動したいが何らかの理由で公益認可を受けないという場合については、今後の公益活動としての積み重ねから目的信託について法改正につながっていくことを期待している。
- 目的信託や遺言により公益信託を設定する場合等重要な問題は、今後継続的な見直しをしていく前提で本ガイドラインを支持する。一方で、公益信託を諦めた理由やより使い勝手の良い制度とするための意見を内閣府・研究者が収集し、出来る限り公開する等問題発見プロセスが制度発展の契機となると思っている。
- 公益法人同様、信託も認可に係るデータを蓄積し、見直しに活かすべき。また、チャリティーコミッションのように、公開の場で不認可や不認定について簡単に反論できるような仕組みを設ける必要があるのではないか。
- 資料3の234ページ中、参考①で計算書類の様式例を掲載しているのだから、同ページで「様式例にならう必要はない。」とまでは言わなくていいのではないか。「記載すべき事項がすべて記載されていればよい。」程度でよいと思う。
- 市民が自分の財産を公益目的で信託をしたいと考えても、容易に実施できない現行の目的信託及び公益信託の法体系は、単なる財産権の問題ではなく表現の自由に関わり、不認可とするのは権利の侵害とも言える。一般市民のニーズがあるにも関わらず、行政庁が不可とすることには重い責任が伴うことを理解いただきたい。ガイドラインについてもその部分を救い上げた運用や見直しをしていくことが大切である。

3. 信託契約イメージ（特定資産）について

- 特定資産公益信託のモデル契約について、8条は「運用」だけではなく、「管理・運用」と記載したらしいのではないか。
- 今後株式配当活用型の契約イメージを作成するのは有意義だと思う。不動産を活用する場合など様々なパターンを実務に携わる者や研究者のニーズに合わせて作るべき。
- 要綱が「あくまで一例であること」が明記されていてよいが、相対的記載事項と任意的記載事項を色分けなどして明示するとわかりやすい。各項目にハイパーリンクを貼り、該当する条文を参照させるべき。
- 各地域ネットワークにおいて、各委託者とのコネクションがある金融界、行政、非営利セクター間で信頼関係の輪が広がり、民間からモデル信託行為が出れば望ましい。
- モデル契約の31条について、存続期間や内容の変更、終了などの手続を任意的記載事項にしているのは、法に規定を委ねているからか。
- 私見だが、一般信託を利用することで、税制優遇はなくとも目的信託と同じような経済効果を持たせられると考えるが、認知度が低い。公益信託が注目されるところで改めて信託の使い方を考える機会とし、未だ知名度が低い信託の使い方について考えていきたい。
- 受託者法人の本来業務と公益信託が同目的の公益信託を認める可能性があることを今後広報すべき。また、軽量な公益信託が一般的になる可能性もあるため、別途簡略化したガイドラインを作成してはどうか。

以上